

# 1 はじめに

## (1) 運営スケジュール

学生の体験は、毎年5月～翌年1月の間に施設で実施されますが、準備は前年度から始まります。

各社会福祉施設におかれましては、次のスケジュール（おおまかな流れ）を参考にさせていただき、事業運営にご協力をお願いします。

時期	内容
9月頃	県社協は、県内の各施設に、次年度（翌年）の受入れ協力のお願いと実務説明会の開催日をご案内します。
10月頃	学生を受け入れていただける施設には、県社協に対し、受入れ意向があることと、実務説明会の出欠のそれぞれについて回答していただきます。
11月～12月	県社協は、実務説明会（大学向け・施設向け各1回）を開催し、概要及び重要事項・変更点について説明します。
12月～1月	受入れ施設は「介護等体験事業受入計画書」を県社協に提出します。（⇒この計画書の提出が、次年度事業の申込み行為にあたります。）
3月頃	県社協は、大学・施設の両方の申込みを受けて、マッチングを行い、双方に決定通知書を送付します。 なお、大学からの申込み時期を3回設定しているため、決定通知書の送付はこの3月の通知のほか、次年度5月・7月にもあります（変更ではなく追加ということです）。
次年度5月以降	決定通知書により学生が順次施設を訪問し体験をします。 受入れ施設は、5月・7月に決定した学生も含め、全ての学生の体験が終了した後に、県社協に対し報告書兼請求書を提出します。県社協は、提出された報告書兼請求書に基づき、体験協力費をお支払いします。

なお、時期は目処です。

また、毎年度「実施要綱」を定めますので、必ず実施要綱を確認してください。

## (2) 事業の根拠、制度の趣旨・意義

小中学校の教員免許を取得しようとする方には、「介護等体験特例法（※1）」により、特別支援学校や社会福祉施設において、7日間（学校2日間・施設5日間）の「介護等の体験」が義務付けられています。

制度の趣旨として、通達（※2）には「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点である」とあります。

将来教育に携る人たちが、社会福祉の現場で、高齢者の介護や障害者の療育、児童の養護等を体験されることは、社会全体の福祉教育の水準を引き上げるために極めて重要と考えます。

また、社会福祉は全ての人の生活に関わることです。学生が教員となり実際に学校で働き始めれば、さまざまな福祉課題をもつ生徒本人や生徒の家族に向き合うこととなります。そのため、介護等体験事業を通じて、そうした現実を想像・理解し、配慮できる力をもつきっかけになることが期待されます。

※1「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教員職員免許法の特例に関する法律（平成9年6月18日公布 法律第90号）」

※2「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教員職員免許法の特例に関する法律等の施行について（平成9年11月26日文部省事務次官通達）」

介護等体験の対象施設	
<b>児童福祉法による施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・障害児入所施設（福祉型・医療型）</li> <li>・児童発達支援センター（福祉型・医療型）</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・心身障害児通園事業を行う施設</li> </ul>	<b>老人福祉法に規定される施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・地域福祉センター</li> </ul>
<b>障害者自立支援法による施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・障害福祉サービス事業 生活介護、機能訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型</li> <li>・多機能型事業</li> </ul>	<b>保護施設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・更生施設</li> <li>・生活保護法による授産施設</li> </ul>
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定国立療養所</li> </ul>

### **(3) 介護等体験の目的**

社会福祉施設での体験を通じ、普段接することがあまりなかったさまざまな人の生き方、生活のありように気づくとともに、人との関わり方や支援で大切にすべき姿勢や視点を体験的に学びます。

介護技術を身につけることは必ずしも直接の目的ではありません。技術等の習得よりも、何かに気づき、考えるきっかけとなる体験をし、その後の興味・関心・学習意欲を喚起することが目的です。

### **(4) 目標の設定**

各施設において、体験プログラムの目標は、次を参考に設定しましょう。

#### **■生活・価値観の多様性への気づき**

さまざまな生活上の条件や価値観をもつ人、暮らし、職業があることを知ってもらう。

#### **■対人関係や対人支援の基本的視点への気づき**

人との関わりや支援をする上で大切にすべき姿勢や視点を知ってもらう。

#### **■コミュニケーションの重要性と多様性への気づき**

相手の話を聞くことやわかりやすく伝えることの大切さとコミュニケーションにはさまざま方法があることを知ってもらう。

#### **■対等な関係の重要性への気づき**

職員と利用者間の信頼関係の必要性や両者が対等であることを知ってもらう。

#### **■自立、自己決定の大切さの理解**

利用者の自立や納得感のある選択の大切さを理解してもらう。

#### **■成長・発達の可能性への気づき**

誰もが自己実現や成長の欲求があり、可能性を持っていることを知ってもらう。

#### **■基礎的な福祉理解**

社会福祉施設や制度について基礎的な理解をしてもらう。

#### **■社会で働くうえでの基本的事項の確認**

社会で働く基本的ルールを確認してもらう。